

町内広報	
北空知新聞	

出生届を出される方へ

(各種手続きのご案内)



お子様のご誕生おめでとうございます。
 出生届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。
 なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
 秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

国民年金

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 国民年金に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後免除該当届を提出してください。 *産前産後期間(単胎4か月、多胎6か月)の国民年金保険料が免除となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 個人番号カード(通知カード) 	住民課 総合窓口G (年金)	

健康保険・医療

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
2 国民健康保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得届を提出し、保険証(カード)の交付を受けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	住民課 住民福祉G (国保)	
3 乳幼児医療	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得届を提出し、受給者証の交付を受けてください。 *乳幼児医療費助成の内容～北海道の医療機関での受診に限り会計窓口にて医療費助成を受けられます。それ以外の地域での受診は、領収書・印鑑・通帳などを役場持参の上払戻し手続きが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 健康保険証 	住民課 住民福祉G (医療)	

福祉制度

4 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 【既に児童手当を受給している場合】 児童手当額改定届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
	<ul style="list-style-type: none"> 【初めてのお子さんの場合】 児童手当認定請求書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 健康保険証(被用者の方) 振込口座の通帳 		
5 子育て支援水道料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 【初めてのお子さんの場合】 申請書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

その他

6 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の出生届出済証明欄に証明を受けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 	住民課 総合窓口G (戸籍)	
7 出生連絡票	<ul style="list-style-type: none"> 出生届と合わせて出生連絡票を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 	住民課 保健指導G	
8 母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、助産師が赤ちゃん訪問、健診、予防接種などについて説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 	住民課 保健指導G	
9 公営住宅に入居している方	<ul style="list-style-type: none"> 同居者異動届出書を提出してください。 ※住宅料が下がる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	建設課 建設G (住宅管理)	